

石田 やすひろ

宮前ガバナンス・市政報告



川崎市は特別自治市を目指しています。
二重行政を解消し、ムダを無くす改革！



最近、ニュース等で取り上げられている「特別自治市制度」とは、一体どのような制度でしょうか。政令指定都市である本

市が、特別自治市を目指す訳を、解説します。現在の自治制度は、都道府県と市町村からなる、二層構造で成り立っています。県と市の役割分担により、行政サービスを提供しています。しかし、神奈川県と3政令市と3政令市以外の間に、非効率で不公平な課題を抱えています。そこで本市は、1層制(特別自治市により、広域自治体と基礎自治体の権限を併せ持つ)にして、非効率な部分を是正していきこうと唱えています。

神奈川県は国内で唯一、3つの政令指定都市を抱えています。県内の人口比率では、3政令市の人口比は、65%を占めます。県人口の半分以上が、大都市(政令指定都市)に、住んでいます。では、県と市の間で、何を問題としているのでしょうか。3政令市と3政令市以外の市町村に対する県の税収入と支出するサービス比率に課題があります。県税収入比では、3政令市の61%に対して、3政令市以外は39%です。一方で、県の支出するサービスは、3政令市の48%に対して、3政令市以外では52%となっています。この乖離によ

り、一部に租税負担の公平性を損なっています。

例えば、小児医療費助成事業は、小学校6年生までの通院費と、中学校卒業までの入院費の自己負担額を、助成しています。助成費は、自治体の負担となります。県の補助では、指定都市で4分の1の補助率となっています。3政令市以外では、3分の1と手厚くなっています。

また、ひとり親家庭の方を対象とした医療費助成制度でも、県の補助は3政令市では3分の1となっています。3政令市以外では、2分の1の補助と、こちらも手厚くなっています。同じ県内の子どもの医療費であるのにも拘らず、格差をつけているのです。3政令市では、その差額を市が負担する不合理的な状況が続いています。

本市は、政令指定都市として納められている税収に見合ったサービスを受けていないとして、県に異議を申し立てています。子どもの医療に対して、サービスや対応が異なるのは、税の公平性からも問題です。本市が神奈川県区域外となる事で、問題は解決します。県の機能と財源を本市に一本化すれば、上記の事例のような課題を解決できます。

プロフィール

現在6期、元川崎市議会議員、市立犬蔵中学校卒業、明治大学公共政策大学院卒業、現在、川崎市議会スポーツ振興議員連盟会長、川崎の都市農業を推進する会会長

ホームページ



意見・政治に関するお問い合わせは「石田やすひろホームページ」から！
ishidayasuhiro.com
で検索



政務活動事務所

石田やすひろ事務所
〒216-0035
住所 川崎市宮前区馬絹6-24-26
TEL 044-861-6870
FAX 044-854-0798
mail: miyamae@ishidayasuhiro.com

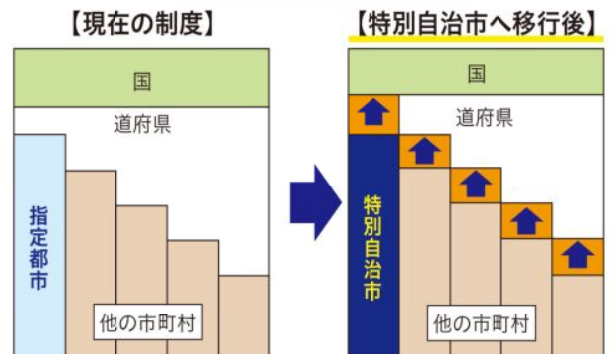
3市が目指す特別自治市制度とは！ 地方分権改革は神奈川県から！

川崎市・横浜市・相模原市と
神奈川県との関係を見直そう

本市では、「特別自治市制度」の早期実現を目指しています。川崎市議会においても、令和4年3月18日、「特別自治市の早期実現に関する決議」を行い、議会の意思を示しました。本市議会の決議では、国による特別自治市の法制化に向けた議論の加速を、求めています。大都市制度の実現により、県と市の関係からなる二重行政の弊害を改善したい考えです。特別自治市となった場合の、本市のメリットについて解説します。我々の市民生活はどう変わるのか、このような未来が待っています。

メリットは、多岐に及びます。例えば、子育て世帯の場面では、幼稚園の事務を所管するのは、県です。保育所や認定こども園の事務を所管するのは、本市です。子育て世帯から見れば、窓口が分かれているのは理解しづらいものです。県にある幼稚園の権限を本市所管に移行すれば、保育所と幼稚園等の情報が一括した窓口サービスで済みます。本市は平成28年に「こども未来局」を創設し、子育てにおける総合的なサポート体制を整え、機能を強化してきました。県から権限移譲をすれば、本市担当の事務効率は上がり、子育て情報を一元化できます。何よりも保護者の皆さんにとって、窓口サービスの機能強化により利便は増します。

特別自治市のイメージ



※地方分権が進むことで、他の市町村の権限も増えていくことを示しています。

加えて、様々な情報を得られるメリットも、図り知れません。

医療分野でもメリットは、期待できます。新型コロナウイルス感染症対策でも同様です。神奈川県医療体制強化のための財源確保やワクチン配布に、県との調整を必要とします。国と市の間には、神奈川県を挟む事で時間を要し、迅速なサービスの弊害となっていました。特別自治市ともなれば、本市と国との関係性において直接交渉して、医療体制の強化を図れます。本市の抱える地域課題と特性に対して、きめ細やかなワクチンの分配等により、迅速な医療提供を可能とします。市民の皆様から要望の多い交通安全対策でも、課題は改善します。市民から寄せられる陳情には、横断歩道や信号機の

設置等、交通安全対策を求める声は多くあります。所管は、交通管理者である県の役割となっています。これらの要望は、市議会でも時より議題として取り上げます。市民の側からみれば、交通管理者（県）と道路管理者（市）の権限の違いは、分かりづらいものです。市民に身近な基礎自治体に、県の権限を移譲さえすれば、迅速に交通安全対策を行えます。本市議会から県に対して、審議の結果を伝える事は確実に減ります。

これまで、特別自治市に移行した場合の、本市のメリットについて、一部の事例を交えて取りあげてきました。対する県にもメリットはあります。3政令市以外の市町村への支援・サービスに特化するのです。財源不足であれば、国の地方交付税交付金によって補填されます。3政令市以外の地域の行政サービスも向上

<子育て支援の事例>
保育所・幼稚園などの手続きを一括して行うとともに、子育て支援に関する様々な情報を一元的に提供

県 幼稚園の窓口

指定都市 保育所の窓口

特別市 育児 保育所・幼稚園

<交通安全対策の事例>
市民ニーズを迅速かつ的確に把握しながら、市民の安全・安心を確保

信号機の設置

します。災害対応にも特化できます。特別自治市だけでなく、県域の全ての県民に、恩恵はもたらされるのです。引き続き、本市議会としても、特別自治市の早期実現に向けて、市民理解の促進に努めてまいります。